

工事成績 65 点未満の評定を受けた者の 入札参加規制に関する取扱いについて

この取扱いは、工事成績評定（以下「工事成績」という。）が著しく低い評価を受けた建設業者の入札参加を一定期間規制することで、工事品質の確保を図るものである。このため、松浦市建設工事成績評定要領（平成 18 年松浦市告示第 104 号）に基づく工事成績に関する入札参加基準の 1 つを以下のとおりとする。

1 規制対象範囲

① 対象業者

松浦市の建設工事入札参加資格を有する建設業者のうち、松浦市が令和 7 年 4 月 1 日以降に入札執行通知又は見積執行通知した原則として請負金額 200 万円を超える工事で、65 点未満の工事成績評定を受けたもの

② 対象工事

市が発注する全ての入札

2 入札参加規制期間

- ① 工事成績 60 点以上 65 点未満の場合は、工事成績通知日（以下「通知日」という。）の翌日から起算して 30 日間
- ② 工事成績 60 点未満の場合は、通知日の翌日から起算して 60 日間
- ③ 松浦市建設工事成績評定要領第 8 条又は第 9 条による説明請求又は再説明請求があり、工事成績 65 点以上に変更された場合は規制を取消し、工事成績 60 点以上に変更された場合は第 1 号により取扱う。

ただし、65 点未満の工事成績評定を受けた工事で、松浦市建設工事等の入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 18 年松浦市訓令第 54 号）第 3 条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、入札参加規制期間から、指名停止を受けた期間を減ずるものとする。

3 その他

① 入札事務における入札参加規制の判断基準

- ・届出書等の提出期限（指名競争入札の場合は入札執行通知の前）の日までに入札参加規制期間が含まれないこと。

② 入札参加者への周知

（１） 入札執行通知書

- ・入札執行通知書について以下の内容を記載し周知する。

- 本工事において工事成績 65 点未満の工事成績評定通知を受けた者は、「工事成績 65 点未満の評定を受けた者の入札参加規制に関する取扱いについて」の適用を受けるものとする。

(2) 工事成績評定通知

- ・工事成績 65 点未満のものに工事成績評定通知書を交付する際に、本取扱い文書を添付する。

③ 債務負担行為工事の取扱い

- ・債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についても、工事成績を通知することとし、この入札参加規制を適用する。

④ 下請負の取扱い

- ・この取扱いに該当する業者に対しては、下請負を禁止するものではない。

4 適用の時期

平成 26 年 6 月 1 日以降に公告（指名競争入札においては、入札執行通知）する工事から適用する。

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日以降に完了検査をした工事から施行する。